



シュローダー・ユーロ・エクイティ・ファンド

為替リスク軽減型／為替ヘッジなし
愛称「ユーロの匠」

追加型投信／海外／株式
自動けいぞく投資可能

ファンド名	商品分類			属性区分				
	単位型・追加型	投資対象地域	投資対象資産(収益の源泉)	投資対象資産	決算頻度	投資対象地域	投資形態	為替ヘッジ
為替リスク軽減型	追加型	海外	株式	その他資産 (投資信託証券 (株式 一般))	年2回	欧州	ファミリー ファンド	あり(限定ヘッジ)
為替ヘッジなし								なし

※上記属性区分に記載している「為替ヘッジ」は、対円での為替リスクに対するヘッジの有無を記載しております。

※上記は、一般社団法人投資信託協会が定める分類方法に基づき記載しています。商品分類および属性区分の内容につきましては、「一般社団法人投資信託協会」のホームページ(<http://www.toushin.or.jp/>)をご覧ください。

- 本書は、金融商品取引法第13条の規定に基づく目論見書です。
- この目論見書により行うシュローダー・ユーロ・エクイティ・ファンド 為替リスク軽減型およびシュローダー・ユーロ・エクイティ・ファンド 為替ヘッジなしの募集については、発行者であるシュローダー・インベストメント・マネジメント株式会社(委託会社)は、金融商品取引法第5条の規定により有価証券届出書を平成29年12月28日に関東財務局長に提出し、平成30年1月13日にその届出の効力が生じています。

委託会社 [ファンドの運用の指図を行う者]

シュローダー・インベストメント・マネジメント株式会社

金融商品取引業者 関東財務局長(金商)第90号

設立:1991年12月20日

資本金:4億9千万円(2017年10月末現在)

運用する投資信託財産の合計純資産総額:約7,514億円(2017年10月末現在)

グループ会社全体の運用総額:4,069億英ポンド(約59兆円)

(2017年6月末現在、1英ポンド=145.95円で換算)

インターネットホームページ
<http://www.schroders.co.jp/>

電話番号
03-5293-1323 [受付時間:営業日の午前9時から午後5時まで]

■ファンドの販売会社、ファンドの基準価額等については、左記委託会社の照会先までお問い合わせください。

■ファンドに関する金融商品取引法(昭和23年法律第25号)第15条第3項に規定する目論見書(以下「請求目論見書」といいます。)は左記委託会社のインターネットホームページで閲覧、ダウンロードすることができます。

■ファンドの投資信託約款の全文は請求目論見書に掲載しています。

■ファンドの商品内容に関して重大な変更を行う場合には、投資信託及び投資法人に関する法律(昭和26年法律第198号)に基づき事前に受益者の意向を確認いたします。

■ファンドの財産は、信託法(平成18年法律第108号)に基づき受託会社において固有財産等と分別管理されています。

■請求目論見書は販売会社にご請求いただければ当該販売会社を通じて交付いたします。なお、販売会社に請求目論見書をご請求された場合は、その旨をご自身で記録しておくようにしてください。

受託会社 [ファンドの財産の保管および管理を行う者]

三菱UFJ信託銀行株式会社

ご購入に際しては、本書の内容を十分お読みください。

ファンドの目的・特色

ファンドの目的

ユーロ圏各国の企業が発行する株式(ユーロ株式)に投資し、信託財産の成長を目指して運用を行います。

「シュローダー・ユーロ・エクイティ・ファンド 為替リスク軽減型」、「シュローダー・ユーロ・エクイティ・ファンド 為替ヘッジなし」を以下、それぞれ「為替リスク軽減型」、「為替ヘッジなし」、総称して、または各々を指して「ファンド」という場合があります。

ファンドの特色

① ユーロ圏各国の企業が発行する株式(ユーロ株式)を主要投資対象とします。

- 個別銘柄の詳細な調査に基づいて厳選した銘柄を、グロースやバリューといった特定の運用スタイルにとらわれずに柔軟な視点でポートフォリオに組み入れることで、優れた運用成果を追求します。
- ファンドは実質的に投資する投資信託証券(以下「投資対象ファンド」という場合があります。)を通じて投資を行います。

※ユーロ株式以外の株式にも投資する場合があります。

※ユーロ圏とは、欧州連合(EU)加盟国のうちユーロを通貨として採用している国の総称と定義します。(2017年10月末現在、19カ国)

② 主な投資対象ファンドの運用は、シュローダー・インベストメント・マネージメント・リミテッドが行います。

創業以来200年以上の歴史と実績を誇る、英国屈指の独立系資産運用グループ、シュローダーの経験豊富な運用プロフェッショナルが運用を行います。

③ 為替リスク軽減型、為替ヘッジなしの2つのコースの中から選択いただけます。

- 為替リスク軽減型の外貨建資産については、為替ヘッジによりユーロと円のための為替変動リスクの低減を図ることを基本とします。
- 為替ヘッジなしの外貨建資産については、為替ヘッジを行いません。

※ユーロ以外の通貨建て資産にも投資を行う場合、ユーロとユーロ以外の投資通貨との間の為替変動の影響を受けます。

※上記①～②については、投資対象ファンドの内容を含みます。

ユーロ圏構成国



アイルランド	スペイン	ポルトガル
イタリア	スロヴァキア	マルタ
エストニア	スロヴェニア	ラトビア
オーストリア	ドイツ	リトアニア
オランダ	フィンランド	ルクセンブルク
キプロス	フランス	
ギリシャ	ベルギー	

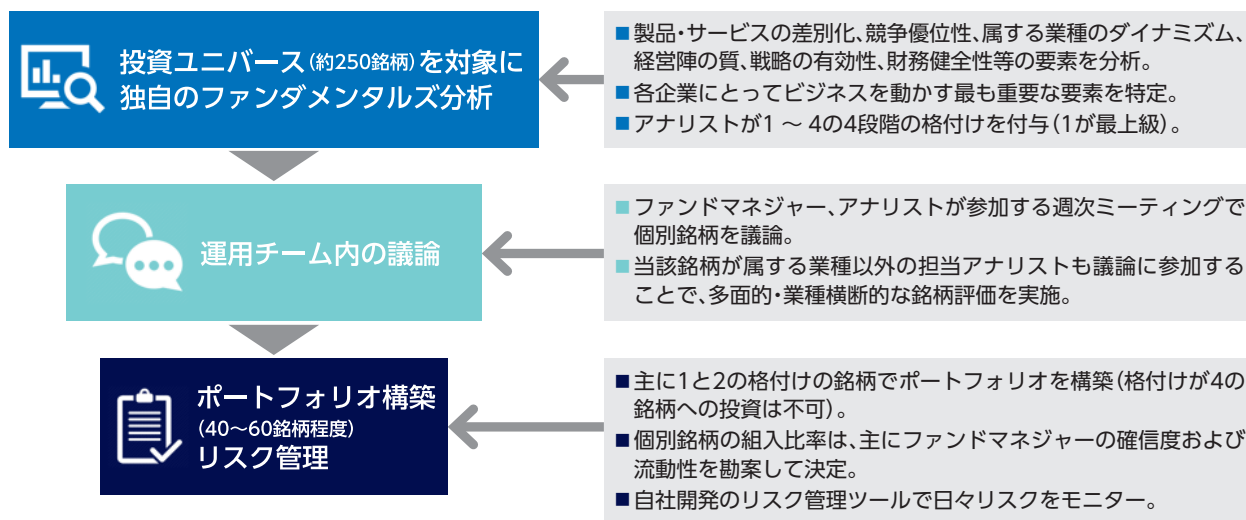
(19カ国、2017年10月末現在)

※欧州中央銀行のデータに基づきシュローダー・インベストメント・マネージメント株式会社が作成

※ユーロ圏構成国は変更されることがあります。

運用プロセス

- シュローダーの欧州株式チームが、マザーファンドの主要対象投資ファンドの運用を行います。
- 詳細な個別銘柄分析に基づき、ファンドマネジャーとアナリストが多面的な議論を行うことで投資判断の質の向上を図り、厳選した銘柄によってポートフォリオを構築します。



※上記はマザーファンドが投資対象とする投資対象ファンドのうち、主として投資を行う「シュローダー・インターナショナル・セレクト・ファンド ユーロ・エクイティ クラスI 投資証券」にかかるシュローダー・インベストメント・マネージメント・リミテッドの運用体制です。

※上記の運用プロセスおよび銘柄数は、予告なく変更することがあります。

資金動向、市場動向、信託財産の規模等によっては、上記のような運用ができない場合があります。

ファンドの仕組み

- ファンドは、投資者からの資金をまとめてベビーファンドとし、ベビーファンドの資金をマザーファンドの受益証券に投資して、実質的な運用をマザーファンドで行うファミリーファンド方式で運用を行います。
- また、マザーファンドを通じて複数の投資信託証券に投資するファンド・オブ・ファンズ形式で運用を行います。

マザーファンドが投資する投資信託証券(投資対象ファンド)は以下となります。

■ 投資比率が高位に保たれる投資信託証券(主要投資対象ファンド)

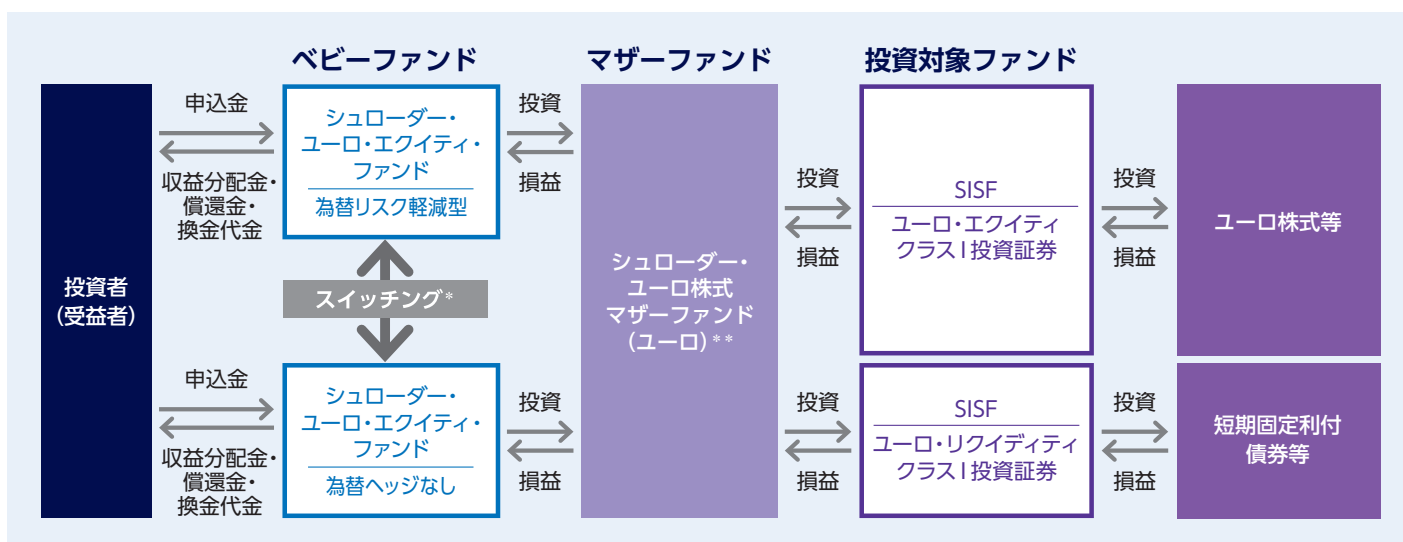
主としてユーロ圏各国の企業が発行する株式(ユーロ株式)などに投資を行う投資信託証券
「シュローダー・インターナショナル・セクション・ファンド* ユーロ・エクイティ クラスⅠ投資証券」

■ 投資比率が低位に保たれる投資信託証券**

主として短期固定利付債券に投資する投資信託証券
「シュローダー・インターナショナル・セクション・ファンド* ユーロ・リクイディティ クラスⅠ投資証券」

*「シュローダー・インターナショナル・セクション・ファンド」を以下「SISF」という場合があります。

**シュローダー・インターナショナル・セクション・ファンド ドル・リクイディティ クラスⅠ投資証券に投資する場合があります。
実際の運用状況から、当該投資対象ファンドは上記には記載しておりません。



*スイッチングの取扱いの有無や内容等は販売会社によって異なります。詳しくは販売会社にお問い合わせください。

**シュローダー・インターナショナル・セクション・ファンド ドル・リクイディティ クラスⅠ投資証券に投資する場合があります。
実際の運用状況から、当該投資対象ファンドは上記には記載しておりません。

※投資対象ファンドは、委託会社の判断により、変更することがあります。

※本書において「直接投資」とは、マザーファンドが投資対象ファンドを介さずに行う投資をいいます。

また「実質投資割合」とは、マザーファンドにおける投資割合をいいますが、投資対象ファンドを通じた最終的な投資対象資産の投資割合を指す場合もあります。

主な投資制限

- 投資信託証券への実質投資割合には制限を設けません。
- 外貨建資産への実質投資割合には制限を設けません。
- デリバティブの利用はヘッジ目的に限定します。
- 投資信託証券および短期金融商品(短期運用の有価証券を含みます。)以外への直接投資は行いません。
- 一発行体等に対する株式等、債券等およびデリバティブ等の実質投資割合は、信託財産の純資産総額に対して、原則としてそれぞれ10%、合計で20%以下とします。

分配方針

年2回の決算時(原則6月、12月の各10日。休業日の場合は翌営業日。)に、収益分配を行います。

- 分配対象額の範囲は、経費控除後の繰越分を含めた利子・配当等収益と売買益等の全額とします。
- 分配金額は、分配対象額の範囲で、基準価額水準、市場動向等を勘案し委託会社が決定します。
なお、分配を行わない場合があります。



※上記はイメージ図であり、将来の分配金の支払いおよびその金額について示唆、保証するものではありません。

資金動向、市場動向、信託財産の規模等によっては、上記のような運用ができない場合があります。

基準価額の変動要因

- ファンドは組入有価証券等の価格下落、発行体の倒産および財務状況の悪化、為替変動等の影響により、ファンドの基準価額が下落し、損失を被ることがあります。
したがって、投資者の皆様は投資元本は保証されているものではなく、基準価額の下落により、損失を被り、投資元本を割り込むことがあります。ファンドは預貯金と異なります。ファンドの運用による損益はすべて投資者に帰属します。
- 分配金は、ファンドの純資産から支払われますので、分配金が支払われるとその金額相当分、基準価額は下がります。また、必ず支払われるものではなく、金額も確定しているものではありません。

組入株式の 価格変動リスク、 信用リスク

ファンドが実質的に投資を行う株式の価格は、政治・経済情勢、発行企業の業績、市場の需給関係等を反映し、下落することがあります。また、株式の発行企業が経営不安、倒産等に陥った場合には、投資資金が回収できなくなる場合もあります。それらにより組入株式の価格が下落した場合には、基準価額が下落する要因となり、投資元本を割り込むことがあります。

為替変動リスク

為替リスク軽減型

ファンドが実質的に投資を行う外貨建資産については、為替変動リスク低減のためにユーロと対円で為替ヘッジを行います。この場合、為替ヘッジに伴うコストが発生し、基準価額が変動する要因となります。なお、為替ヘッジを行う際には、通常、円の金利がユーロの金利より低いときには、これらの金利差相当分が為替取引によるコストとなります。また、ユーロ以外の通貨建ての資産にも投資を行う場合、ユーロとユーロ以外の投資通貨との間の為替変動の影響を受けます。したがって、当該為替ヘッジを行った場合においても、為替変動の影響を完全に排除できるものではありません。

為替ヘッジなし

ファンドが実質的に投資を行う外貨建資産について、当該外貨の為替レートが円高方向に進んだ場合には、基準価額が下落する要因となり、投資元本を割り込むことがあります。

カントリー リスク

実質的な投資対象国・地域において、政治・経済情勢の変化等により市場に混乱が生じた場合、または取引に対して新たな規制等が設けられた場合には、基準価額が下落したり、運用方針に沿った運用が困難となる場合があります。

流動性に関する リスク

証券やその他の投資対象商品を売買する際、その市場規模や取引量が小さい場合は、流動性が低下し、本来想定される投資価値とは乖離した価格水準による取引が行われたり、価格の変動性が大きくなる傾向があると考えられます。また、政治・経済情勢の急変時等においては、流動性が極端に低下し、より一層、価格変動が大きくなることも想定されます。このように流動性が低下した場合には、基準価額が下落する要因となり投資元本を割り込むことがあります。

※基準価額の変動要因は上記に限定されるものではありません。

その他の留意点

[繰上償還に関する留意事項]

主要投資対象ファンドが存続しないこととなる場合には、ファンドを繰上償還させることがあります。

[収益分配金に関する留意事項]

- 分配金は、預貯金の利息とは異なり、投資信託の純資産から支払われますので、分配金が支払われると、その金額相当分、基準価額は下がります。
- 分配金は、計算期間中に発生した収益(経費控除後の配当等収益および評価益を含む売買益)を超えて支払われる場合があります。その場合、当期決算日の基準価額は前期決算日と比べて下落することになります。また、分配金の水準は、必ずしも計算期間におけるファンドの収益率を示すものではありません。
- 投資者のファンドの購入価額によっては、分配金の一部または全部が、実質的には元本の一部払戻しに相当する場合があります。ファンド購入後の運用状況により、分配金額より基準価額の値上がりが小さかった場合も同様です。

[クーリングオフ]

ファンドのお取引に関しては、金融商品取引法第37条の6の規定(いわゆるクーリング・オフ)の適用はありません。

リスクの管理体制

運用部門におけるリサーチや投資判断において、運用リスクの管理に重点を置くプロセスを導入しています。さらに、これら運用プロセスから独立した部門が、運用制限・ガイドラインの遵守状況を含めたファンドの運用状況について随時モニタリングを行い、運用部門に対する牽制が機能する仕組みとしており、これらの体制によりファンド運用に関するリスクを管理しています。

参考情報

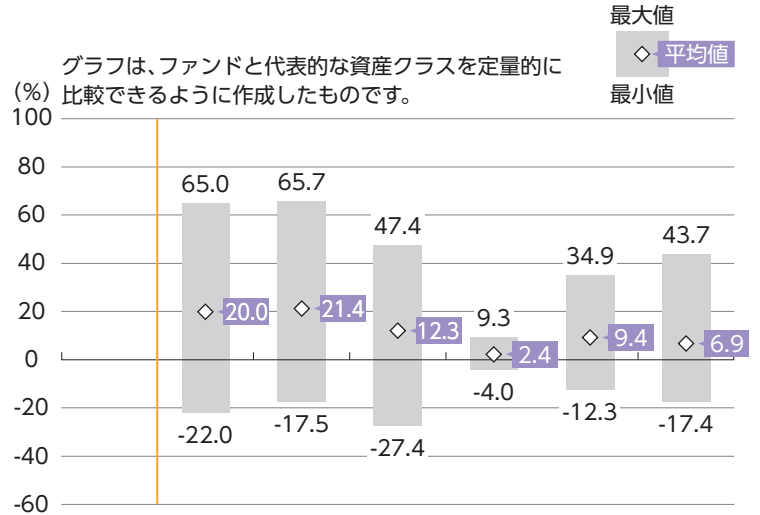
為替リスク軽減型

ファンドの年間騰落率及び分配金再投資基準価額の推移

ファンドは平成30年1月22日から運用を開始します。
したがって、有価証券届出書提出日現在、該当事項はありません。

ファンドと他の代表的な資産クラスとの騰落率の比較

2012年11月末～2017年10月末



当ファンド 日本株 先進国株 新興国株 日本国債 先進国債 新興国債

※全ての資産クラスが当ファンドの投資対象とは限りません。
※2012年11月から2017年10月の5年間の各月末における1年間の騰落率の最大値・最小値・平均値を表示したものです。
なお、当ファンドの騰落率につきましては、設定前であるため掲載しておりません。
※決算日に対応した数値とは異なります。

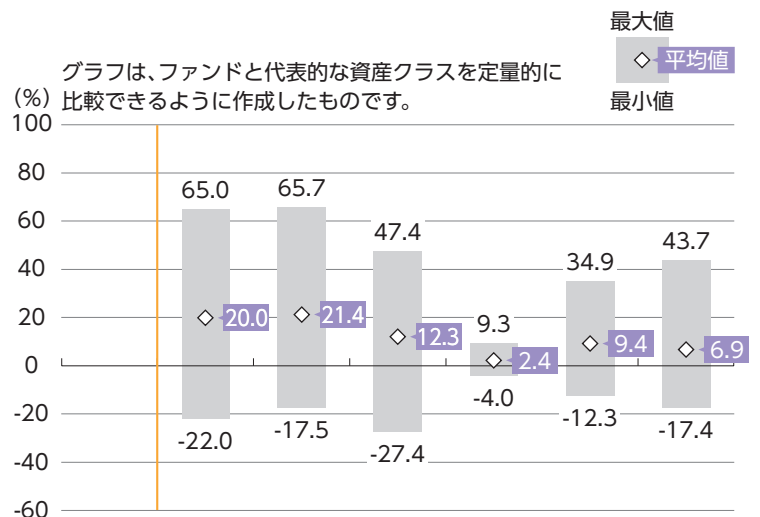
為替ヘッジなし

ファンドの年間騰落率及び分配金再投資基準価額の推移

ファンドは平成30年1月22日から運用を開始します。
したがって、有価証券届出書提出日現在、該当事項はありません。

ファンドと他の代表的な資産クラスとの騰落率の比較

2012年11月末～2017年10月末



当ファンド 日本株 先進国株 新興国株 日本国債 先進国債 新興国債

※全ての資産クラスが当ファンドの投資対象とは限りません。
※2012年11月から2017年10月の5年間の各月末における1年間の騰落率の最大値・最小値・平均値を表示したものです。
なお、当ファンドの騰落率につきましては、設定前であるため掲載しておりません。
※決算日に対応した数値とは異なります。

参考情報

各資産クラスの指数

- 日本株・・・東証株価指数 (TOPIX) (配当込み)
- 先進国株・・・MSCI-KOKUSAI インデックス (配当込み、円ベース)
- 新興国株・・・MSCIエマージング・マーケット・インデックス (配当込み、円ベース)
- 日本国債・・・NOMURA-BPI国債
- 先進国債・・・シティ世界国債インデックス (除く日本、円ベース)
- 新興国債・・・JPモルガン・ガバメント・ボンド・インデックス・エマージング・マーケット・グローバル・ディバーシファイド (円ベース)

(注) 海外の指数は、為替ヘッジなしによる投資を想定して、円換算しております。

○代表的な資産クラスとの騰落率の比較に用いた指数について

騰落率は、データソースが提供する各指数をもとに株式会社野村総合研究所が計算しており、その内容について、信憑性、正確性、完全性、最新性、網羅性、適時性を含む一切の保証を行いません。また、当該騰落率に関連して資産運用または投資判断をした結果生じた損害等、当該騰落率の利用に起因する損害及び一切の問題について、何らの責任も負いません。

東証株価指数 (TOPIX) (配当込み)

東証株価指数 (TOPIX) (配当込み) は、東京証券取引所第一部に上場している国内普通株式全銘柄を対象として算出した指数で、配当を考慮したものです。なお、TOPIXに関する著作権、知的財産権その他一切の権利は東京証券取引所に帰属します。

MSCI-KOKUSAI インデックス (配当込み、円ベース)

MSCI-KOKUSAI インデックス (配当込み、円ベース) は、MSCI Inc.が開発した、日本を除く世界の先進国の株式を対象として算出した指数で、配当を考慮したものです。なお、MSCI Indexに関する著作権、知的財産権その他一切の権利は、MSCI Inc. に帰属します。

MSCIエマージング・マーケット・インデックス (配当込み、円ベース)

MSCIエマージング・マーケット・インデックス (配当込み、円ベース) は、MSCI Inc.が開発した、世界の新興国の株式を対象として算出した指数で、配当を考慮したものです。なお、MSCI Indexに関する著作権、知的財産権その他一切の権利は、MSCI Inc. に帰属します。

MSCIは、本資料に含まれるいかなるMSCIのデータについても、明示的・黙示的に保証せず、またいかなる責任も負いません。MSCIのデータを、他の指数やいかなる有価証券、金融商品の根拠として使用する、あるいは再配布することは禁じられています。本資料はMSCIにより作成、審査、承認されたものではありません。いかなるMSCIのデータも、投資助言や投資に関する意思決定を行う事 (又は行わない事) の推奨の根拠として提供されるものではなく、また、そのようなものとして依拠されるべきものでもありません。

NOMURA-BPI国債

NOMURA-BPI国債は、野村證券株式会社が発表している日本の国債市場の動向を的確に表すために開発された投資収益指数です。なお、NOMURA-BPI国債に関する著作権、商標権、知的財産権その他一切の権利は、野村證券株式会社に帰属します。

シティ世界国債インデックス (除く日本、円ベース)

シティ世界国債インデックス (除く日本、円ベース) は、Citigroup Index LLCが開発した、日本を除く世界主要国の国債の総合収益率を各市場の時価総額で加重平均した指数です。なお、シティ世界国債インデックスに関する著作権、商標権、知的財産権その他一切の権利は、Citigroup Index LLC に帰属します。

JPモルガン・ガバメント・ボンド・インデックス・エマージング・マーケット・グローバル・ディバーシファイド (円ベース)

JPモルガン・ガバメント・ボンド・インデックス・エマージング・マーケット・グローバル・ディバーシファイド (円ベース) は、J.P. Morgan Securities LLCが算出、公表している、新興国が発行する現地通貨建て国債を対象にした指数です。なお、JPモルガン・ガバメント・ボンド・インデックス・エマージング・マーケット・グローバル・ディバーシファイドに関する著作権、知的財産権その他一切の権利は、J.P. Morgan Securities LLCに帰属します。

運用実績

ファンドは平成30年1月22日から運用を開始します。
したがって、有価証券届出書提出日現在、該当事項はありません。

■ 基準価額・純資産の推移

該当事項はありません。

■ 分配の推移

該当事項はありません。

■ 主要な資産の状況

該当事項はありません。

■ 年間収益率の推移

該当事項はありません。なお、ファンドにはベンチマークはありません。

※ファンドの運用状況は別途、委託会社のホームページで開示される予定です。

お申込みメモ

購 入 単 位	販売会社が定める単位とします。 詳しくは、販売会社にお問い合わせください。 ※当初元本1口＝1円
購 入 価 額	当初申込期間:1口当たり1円とします。 継続申込期間:購入申込日の翌営業日の基準価額。基準価額は1万口当たりとします。
購 入 代 金	原則として購入申込日から起算して6営業日目までにお支払いください。 (販売会社により上記期日以前にお支払いいただく場合があります。)
換 金 単 位	販売会社が定める単位とします。 詳しくは、販売会社にお問い合わせください。
換 金 価 額	換金申込日の翌営業日の基準価額とします。
換 金 代 金	原則として換金申込日から起算して6営業日目から販売会社にてお支払いします。
申 込 締 切 時 間	原則として午後3時までに販売会社所定の事務手続きが完了した分とします。
購 入 の 申 込 期 間	当初申込期間:平成30年1月19日 継続申込期間:平成30年1月22日から平成31年3月8日まで 申込期間は、上記期間満了前に有価証券届出書を提出することによって更新されます。
購 入 ・ 換 金 申 込 日 不 可	申込日当日が次のいずれかの場合には、購入・換金の申込みは受け付けません。 ■国内の休業日 ■ロンドン証券取引所の休業日 ■ルクセンブルク証券取引所の休業日 ■ロンドンの銀行の休業日 ■ニューヨークの銀行の休業日 ■ルクセンブルクの銀行の休業日 ■グッド・フライデー、イースター・マンデー ■12月24日、25日および26日 また、投資対象ファンドの管理会社が指定する日においては購入・換金の申込みは受け付けません。
換 金 制 限	大口解約は、解約金額および受付時間に制限を設けさせていただく場合があります。別途、投資対象ファンドの解約制限の影響を受ける場合があります。
購 入 ・ 換 金 申 込 受 付 の 中 止 及 び 取 消 し	金融商品取引所等における取引の停止、外国為替取引の停止、決済機能の停止その他やむを得ない事情*が生じた場合には、ファンドの購入・換金の各申込みの受け付けを中止すること、あるいは、すでに受け付けた各申込みの受け付けを取り消すことがあります。 *投資対象国・地域における非常事態(金融危機、デフォルト、重大な政策変更や資産凍結を含む規制の導入、自然災害、クーデターや重大な政治体制の変更、戦争等)による市場の閉鎖もしくは流動性の極端な減少等
信 託 期 間	平成39年12月10日まで(平成30年1月22日設定)
繰 上 償 還	為替リスク軽減型、為替ヘッジなしそれぞれの受益権口数が30億口を下回った場合等には繰上償還となる場合があります。
決 算 日	原則、毎年6月、12月の各10日(休業日の場合は翌営業日) 初回決算日は平成30年6月11日
収 益 分 配	年2回、収益分配方針に基づいて収益分配を行います。 販売会社との契約によっては、再投資が可能です。 なお、分配を行わない場合があります。
信 託 金 の 限 度 額	為替リスク軽減型、為替ヘッジなし、各1,000億円
公 告	日本経済新聞に掲載します。
運 用 報 告 書	毎年6月および12月の決算時ならびに償還時に交付運用報告書を作成し、販売会社を通じて知れている受益者に交付します。
課 税 関 係	課税上は株式投資信託として取扱われます。 ■公募株式投資信託は税法上、NISA(少額投資非課税制度)およびジュニアNISA(未成年者少額投資非課税制度)の適用対象です。 ■配当控除、益金不算入制度の適用はありません。
ス イ ッ チ ン グ	為替リスク軽減型、為替ヘッジなし間でスイッチングが可能です。スイッチングの際には、換金時と同様に、税金および販売会社が定める購入時手数料がかかる場合があります。 スイッチングの取扱いの有無や内容等は販売会社によって異なります。詳しくは販売会社にお問い合わせください。
基準価額の新聞掲載	基準価額は、計算日翌日付の日本経済新聞朝刊に為替リスク軽減型は「ユーロ匠H有」、為替ヘッジなしは「ユーロ匠H無」として掲載されます。

ファンドの費用・税金

ファンドの費用

投資者が直接的に負担する費用

購入時手数料	購入申込日の翌営業日の基準価額に 3.24% (税抜3.00%) を上限 として販売会社が独自に定める率を乗じて得た額を購入時にご負担いただきます。詳しくは販売会社にお問い合わせください。 ※購入時手数料は、受益権購入に伴い必要な商品等に関する説明・情報提供、および事務コスト等の対価です。
信託財産留保額	ありません。

投資者が信託財産で間接的に負担する費用

運用管理費用 (信託報酬等)	ファンドの日々の純資産総額に対して 年率1.647% (税抜1.525%) 。 毎計算期間末または信託終了のときファンドから支払われます。																			
	<table><thead><tr><th colspan="2">配分 (年率/税抜)</th><th>役務の内容</th></tr></thead><tbody><tr><td>委託会社</td><td>0.75%</td><td>ファンドの運用、受託会社への指図、基準価額の算出ならびに公表 運用報告書・有価証券報告書等法定書面の作成、および受益者への 情報提供資料の作成等</td></tr><tr><td>販売会社</td><td>0.75%</td><td>運用報告書等各種書類の交付、口座内でのファンドの管理、および 受益者への情報提供等</td></tr><tr><td>受託会社</td><td>0.025%</td><td>ファンドの財産保管・管理 委託会社からの指図の実行等</td></tr><tr><td>投資対象ファンドの 管理費用等 (投資運用会社)</td><td>0.06%程度* (実績値)</td><td>組入有価証券の売買委託手数料、外貨建資産の保管等に関する費用、 弁護士費用および監査法人等に支払うファンドの監査に係る費用等 *この料率は運用・管理状況等によって変動することがあります。</td></tr><tr><td>実質的な 運用管理費用 (信託報酬等)</td><td>年率1.707% (税込)程度</td><td>—</td></tr></tbody></table>		配分 (年率/税抜)		役務の内容	委託会社	0.75%	ファンドの運用、受託会社への指図、基準価額の算出ならびに公表 運用報告書・有価証券報告書等法定書面の作成、および受益者への 情報提供資料の作成等	販売会社	0.75%	運用報告書等各種書類の交付、口座内でのファンドの管理、および 受益者への情報提供等	受託会社	0.025%	ファンドの財産保管・管理 委託会社からの指図の実行等	投資対象ファンドの 管理費用等 (投資運用会社)	0.06%程度* (実績値)	組入有価証券の売買委託手数料、外貨建資産の保管等に関する費用、 弁護士費用および監査法人等に支払うファンドの監査に係る費用等 *この料率は運用・管理状況等によって変動することがあります。	実質的な 運用管理費用 (信託報酬等)	年率1.707% (税込)程度	—
	配分 (年率/税抜)		役務の内容																	
	委託会社	0.75%	ファンドの運用、受託会社への指図、基準価額の算出ならびに公表 運用報告書・有価証券報告書等法定書面の作成、および受益者への 情報提供資料の作成等																	
	販売会社	0.75%	運用報告書等各種書類の交付、口座内でのファンドの管理、および 受益者への情報提供等																	
	受託会社	0.025%	ファンドの財産保管・管理 委託会社からの指図の実行等																	
投資対象ファンドの 管理費用等 (投資運用会社)	0.06%程度* (実績値)	組入有価証券の売買委託手数料、外貨建資産の保管等に関する費用、 弁護士費用および監査法人等に支払うファンドの監査に係る費用等 *この料率は運用・管理状況等によって変動することがあります。																		
実質的な 運用管理費用 (信託報酬等)	年率1.707% (税込)程度	—																		
その他の費用・ 手 数 料	当ファンド	法定書類の作成等に要する費用、監査法人等に支払うファンドの監査に係る費用等 ファンドの純資産総額に対して 年率0.108% (税抜0.10%) を上限 とする額がファンド の計算期間を通じて毎日計上され、毎計算期末または信託終了のときにファンドから 支払われます。																		
		組入有価証券の売買委託手数料、外貨建資産の保管等に関する費用等 ファンドからその都度支払われます。 ※運用状況等により変動しますので、事前に料率、上限額等を示すことができません。																		

※上記の合計額は、投資者の皆様がファンドを保有する期間等に応じて異なりますので、事前に示すことができません。

税金

税金は表に記載の時期に適用されます。

以下の表は、個人投資者の源泉徴収時の税率であり、課税方法等により異なる場合があります。

時 期	項 目	税 金
分配時	所得税、復興特別所得税及び地方税	配当所得として課税 普通分配金に対して20.315%
換金(解約)時 及び償還時	所得税、復興特別所得税及び地方税	譲渡所得として課税 換金(解約)時及び償還時の差益(譲渡益)に対して20.315%

※少額投資非課税制度「愛称:NISA(ニーサ)」をご利用の場合、毎年、年間120万円の範囲で新たに購入した公募株式投資信託などから生じる配当所得および譲渡所得が5年間非課税となります。ご利用になれるのは、満20歳以上の方で、販売会社で非課税口座を開設するなど、一定の条件に該当する方が対象となります。また、未成年者少額投資非課税制度(ジュニアNISA)をご利用の場合、20歳未満の居住者などを対象に、年間80万円の範囲で新たに購入した公募株式投資信託などから生じる配当所得および譲渡所得が5年間非課税となります。詳しくは、販売会社にお問い合わせください。

※法人の場合は上記とは異なります。

※上記は、2017年10月末現在のものですので、税法が改正された場合等には、税率等が変更される場合があります。

※税金の取扱いの詳細については、税務専門家等にご確認されることをお勧めします。

投資対象ファンドの概要

2017年12月28日現在における投資対象ファンドの概要です。

※投資対象ファンドについては、今後の見直しにより、変更・追加・削除等を行う場合があります。

※今後、記載内容が変更となることがあります。

フ ァ ン ド 名	シュローダー・インターナショナル・セレクション・ファンド ユーロ・エクイティ クラスⅠ 投資証券	
形 態	ルクセンブルグ籍外国投資法人／ユーロ建て	
主 な 投 資 対 象	ユーロ圏各国の企業が発行する株式など	
運 用 の 基 本 方 針 および主な投資制限	ユーロ圏の企業の株式及び株式関連証券に投資することによって、運用資産の成長を目指します。 ■欧州経済領域に籍のある企業の株式及び株式関連証券への投資割合は純資産の75%以上とします。 ■ユーロを通貨として採用している国にある企業の株式及び株式関連証券への投資割合は純資産の2/3以上とします。 ■欧州委員会が制定した指令(UCITS指令)に準拠して分散投資を行います。 ■収益の追求、運用資産の価格下落リスクの抑制および資産の効率的な運用のため、デリバティブ取引を活用することがあります。 ■短期金融商品に投資し、現金を保有することがあります。	
投 資 運 用 報 酬	ありません。	
管 理 報 酬 等	ファンドの純資産総額に対して年率0.06%程度(実績値)を管理報酬、保管報酬、弁護士費用、および監査費用等の精算にあてております。この料率は運用・管理状況等によって変動することがあります。	
決 算 日	12月31日	
設 定 日	2001年12月24日	
ファンドの関係法人	管 理 会 社	シュローダー・インベストメント・マネージメント(ルクセンブルグ)エス・エイ
	投 資 運 用 会 社	シュローダー・インベストメント・マネージメント・リミテッド
	保 管 会 社	J.P.モルガン・バンク・ルクセンブルグ・エス・エイ

※日々の純流入出額が投資対象ファンドの純資産総額の一定割合を超える場合、希薄化を回避するため、投資対象ファンドの基準価額の調整が行われる場合があります。

※上記の投資対象ファンドは、ルクセンブルグ籍の外国投資証券であり、その基準価額(純資産価額)は、現地の法令等に準拠して投資対象ファンドが採用する算出基準によって算出されますが、投資対象ファンドの管理会社の裁量により調整されることがあります。

フ ァ ン ド 名	シュローダー・インターナショナル・セレクション・ファンド ユーロ・リクイディティ クラスI 投資証券	
形 態	ルクセンブルグ籍外国投資法人／ユーロ建て	
主 な 投 資 対 象	ユーロ建ての高格付け短期固定利付債券	
運 用 の 基 本 方 針 および主な投資制限	主としてユーロ建ての高格付け短期固定利付債券への投資を通じて、元本の保全と流動性の確保を目指します。これらの証券は、取得時において、当初から又は残存期間が12ヶ月以内であること（付随する金融商品を考慮にいれる）、もしくは採用金利が少なくとも市況に応じて調整されるものを前提とします。 ■欧州委員会が制定した指令（UCITS指令）に準拠して分散投資を行います。 ■運用資産の価格下落リスクの抑制および資産の効率的な運用のため、デリバティブ取引を活用することがあります。 ■短期金融商品に投資し、現金を保有することがあります。	
投 資 運 用 報 酬	ありません。	
管 理 報 酬 等	ファンドの純資産総額に対して年率0.06%程度（実績値）を管理報酬、保管報酬、弁護士費用、および監査費用等の精算にあてております。この料率は運用・管理状況等によって変動することがあります。	
決 算 日	12月31日	
設 定 日	2002年5月22日	
ファンドの関係法人	管 理 会 社	シュローダー・インベストメント・マネージメント（ルクセンブルグ）エス・エイ
	投資運用会社	シュローダー・インベストメント・マネージメント・リミテッド
	保 管 会 社	J.P.モルガン・バンク・ルクセンブルグ・エス・エイ

※日々の純流出入額が投資対象ファンドの純資産総額の一定割合を超える場合、希薄化を回避するため、投資対象ファンドの基準価額の調整が行われる場合があります。

※上記の投資対象ファンドは、ルクセンブルグ籍の外国投資証券であり、その基準価額（純資産価額）は、現地の法令等に準拠して投資対象ファンドが採用する算出基準によって算出されますが、投資対象ファンドの管理会社の裁量により調整されることがあります。

フ ァ ン ド 名	シュローダー・インターナショナル・セレクション・ファンド ドル・リクイディティ クラスⅠ投資証券	
形 態	ルクセンブルグ籍外国投資法人／米ドル建て	
主 な 投 資 対 象	米ドル建ての高格付け短期固定利付債券	
運 用 の 基 本 方 針 および主な投資制限	主として米ドル建ての高格付け短期固定利付債券への投資を通じて、元本の保全と流動性の確保を目指します。これらの証券は、取得時において、当初から又は残存期間が12ヶ月以内であること（付随する金融商品を考慮にいれる）、もしくは採用金利が少なくとも市況に応じて調整されるものを前提とします。 ■欧州委員会が制定した指令（UCITS指令）に準拠して分散投資を行います。 ■運用資産の価格下落リスクの抑制および資産の効率的な運用のため、デリバティブ取引を活用することがあります。 ■短期金融商品に投資し、現金を保有することがあります。	
投 資 運 用 報 酬	ありません。	
管 理 報 酬 等	ファンドの純資産総額に対して年率0.06％程度（実績値）を管理報酬、保管報酬、弁護士費用、および監査費用等の精算にあてております。この料率は運用・管理状況等によって変動することがあります。	
決 算 日	12月31日	
設 定 日	2002年7月4日	
ファンドの関係法人	管 理 会 社	シュローダー・インベストメント・マネージメント（ルクセンブルグ）エス・エイ
	投資運用会社	シュローダー・インベストメント・マネージメント・ノースアメリカ・インク
	保 管 会 社	J.P.モルガン・バンク・ルクセンブルグ・エス・エイ

※日々の純流出入額が投資対象ファンドの純資産総額の一定割合を超える場合、希薄化を回避するため、投資対象ファンドの基準価額の調整が行われる場合があります。

※上記の投資対象ファンドは、ルクセンブルグ籍の外国投資証券であり、その基準価額（純資産価額）は、現地の法令等に準拠して投資対象ファンドが採用する算出基準によって算出されますが、投資対象ファンドの管理会社の裁量により調整されることがあります。

○ シュローダー・グループ

- 1804年の創業以来、**200年**を超える歴史と実績を誇る、英国屈指の独立系資産運用グループです。
- 英国ロンドンを本拠地とし、**世界27カ国41拠点**で幅広い資産運用サービスを展開しています。
- 運用資産総額は約**59兆円*** (4,069億英ポンド)に上ります。
- **1870年**(明治3年)、日本政府が初めて起債した外債の主幹事として、日本初の鉄道敷設(新橋駅ー横浜駅間)の資金調達に貢献しました。
- **1974年**、東京に事務所を開設。年金基金、機関投資家、個人投資家向けに、資産運用サービスを提供しています。

2017年6月末現在。* 1英ポンド=145.95円換算。



シュローダー・グループ本社
(英国・ロンドン)

MEMO



Handwriting practice lines consisting of 20 sets of three horizontal dashed lines for tracing and writing practice.

Schroders
シュローダー・インベストメント・マネジメント